

申告の際に必要なもの

- ① 印鑑（認印で可、朱肉で押印するもの）
- ② 申告者本人名義の通帳など、還付金の振込先口座が分かるもの（還付申告の場合のみ）
- ③ 所得、控除の計算に必要な書類（主なものは下の表を参照）

区 分	必 要 書 類	備 考
給与所得のある人	給与所得の源泉徴収票	必ず原本を持参してください（コピー不可）。
公的年金を受給している人	公的年金等の源泉徴収票	必ず原本を持参してください（コピー不可）。
事業所得（営業・農業）のある人	収支計算書など（収入金額や必要経費の内訳が分かるもの）	東京電力㈱からの「営業損害の賠償」がある場合は、その明細書も持参してください。
不動産所得のある人		
配当所得、株式の譲渡所得の申告をする人	上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書 など	—
東京電力株式会社からの就労不能の補償のある人	就労不能明細書 など	明細書を紛失した人は、事前に東京電力㈱から再発行を受けてください。
「雑損控除」を受ける人	災害などに関連してやむを得ない支出をした金額に係る領収書	—
「医療費控除」を受ける人	医療費の領収書	病院別、個人別にまとめて計算してきてください。
「社会保険料控除」を受ける人	支払額の証明書または領収書	給与所得者が会社の年末調整で控除の適用を受けた場合は不要です。
「生命保険料控除」を受ける人	支払額の証明書	
「地震保険料控除」を受ける人		
「寄附金控除」を受ける人	寄附金の受領証 など	寄付した団体から交付を受けたもの。
「障害者控除」を受ける人	障害者手帳 障害者控除対象者認定書	要支援の要介護認定を受けている人は、ある一定の要件を満たした場合、町の福祉介護課で障害者控除対象認定書の交付を受けることができます。
「住宅借入金等特別控除」を受ける人（初年分のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、土地の登記事項証明書 ・請負契約書または売買契約書の写し ・住民票の写し ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 	長期優良住宅の特例を適用する場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅建築等計画の認定証の写し ・住宅用家屋証明書もしくはその写しまたは認定長期優良住宅建築証明書が必要です。
純損失、雑損失、譲渡損失について前年分以前からの「繰越控除」がある人	損失を申告した年分以降の申告書の控え	—

※上の表は、申告の際によくあるケースについて必要書類をまとめたものです。その他の所得、控除に係る必要書類など、詳細については広野町役場税務課までお問い合わせください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成27年4月1日より「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、申請書を提出することにより、確定申告を行わなくても所得税控除分を含めた額が翌年度の住民税から控除されることとなりました。ただし、次の①～③すべてに該当する必要があります。

- ①平成27年4月1日以後に「ふるさと応援寄附金」の寄付（ふるさと納税）を行った人
- ②ふるさと納税以外で所得税の確定申告を行う必要のない人
- ③納税先が計5団体以内であること

※確定申告が行われた場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされるのでご注意ください。

平成
28年度

町・県民税の申告

広野町役場庁舎での確定申告の受付期間は、平成28年2月16日（火）から3月15日（火）までとなりますので、申告に必要な書類をそろえ、期限内に申告するようにしましょう。

問 税務課 ☎0240-27-4160



忘れずに
申告してね

申告相談会場および受付期間

◆申告相談会および受付期間

会場：広野町役場旧庁舎1階 児童図書室

期間：平成28年2月16日（火）～3月15日（火）

※土曜日および日曜日を除く

時間：午前9時～午後4時

日 程	地 区
2月16日（火）～2月19日（金）	広洋台、上北迫
2月22日（月）～2月26日（金）	下北迫、中央台
2月29日（月）～3月4日（金）	上浅見川、下浅見川
3月7日（月）～3月11日（金）	夕筋、折木
3月14日（月）～3月15日（火）	予備日

※確定申告の手続きは、避難先の最寄りの税務署でも行うことができます。

申告が必要な人

- 事業所得（営業・農業）、不動産所得、雑所得（公的年金以外）、一時所得などがある人
- 東京電力㈱から「就労不能損害の賠償」、「営業損害（営業・農業・不動産）の賠償」を受けた人
- 給与所得者で、1年間の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与所得者で、2か所以上から給与の支払いを受けている人
- 給与所得者で、年の途中で会社を退職し、会社で年末調整を受けなかった人
- 年金所得者で、「生命保険料控除」や「地震保険料控除」など、各種控除の適用を受ける人

- 「雑損控除」、「医療費控除」、「寄附金控除」や「住宅借入金等特別控除」（初年分のみ）などの適用を受ける人
- 土地や建物などの資産を売却したことによる収入のあった人
- 前年分以前からの損失（純損失・雑損失・譲渡損失）の繰越分を平成27年分以降に持ち越す場合

※上記以外にも申告が必要になる、もしくは申告することによって所得税が還付になるケースもあります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

忘れずに申告を

申告をしないと以下の手続きなどに必要な「所得証明書」などが交付できなくなりますので、収入がない人も忘れずに申告をしてください。

- 公営住宅の入居
- 保育所の入所
- 幼稚園の就園奨励費助成
- 国民年金の免除申請
- 介護保険料の算定
- 扶養の申請
- 奨学資金の申請

※国民健康保険者は、申告をしなければ高額療養費の自己負担限度額が上位所得者とみなされます。

※国保税の軽減該当世帯でも、申告しなければ国保税が軽減されません（後期高齢者医療制度加入者も同様）。